

電子記録債権の活用状況について 【みずほの電子記録債権への取組み】

2013年9月4日

みずほ電子債権記録株式会社

代表取締役社長 岸田 守

目次

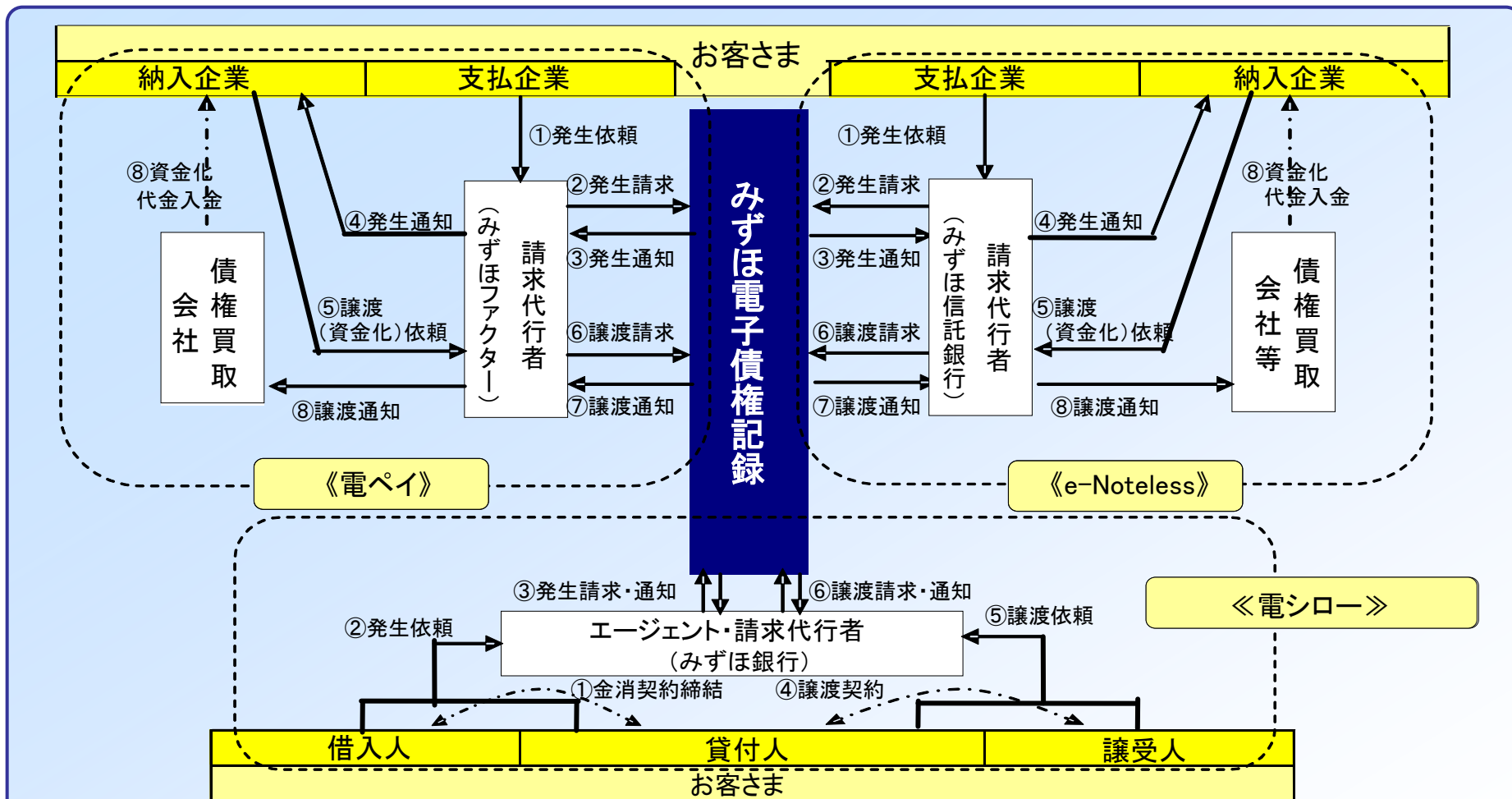
1. みずほ電子債権記録株式会社について
 2. 取り扱いサービス概要
 3. みずほ電子決済サービススキーム概要
 4. ローン電子記録サービスとは
 5. 決済サービス, 手形代替等で利用される電子記録債権との主な違い
 6. 電シローの特徴
 7. みずほの電子記録債権を活用したサービスの実績
 8. ABCPへの活用
- 《ご参考》
みずほの中国電子手形サービスご紹介

1. みずほ電子債権記録株式会社について

電子記録債権を活用し、お客さまの資金決済と資金調達の円滑化をお手伝いすることを目的に、<みずほ>グループ固有の電子債権記録機関として設立

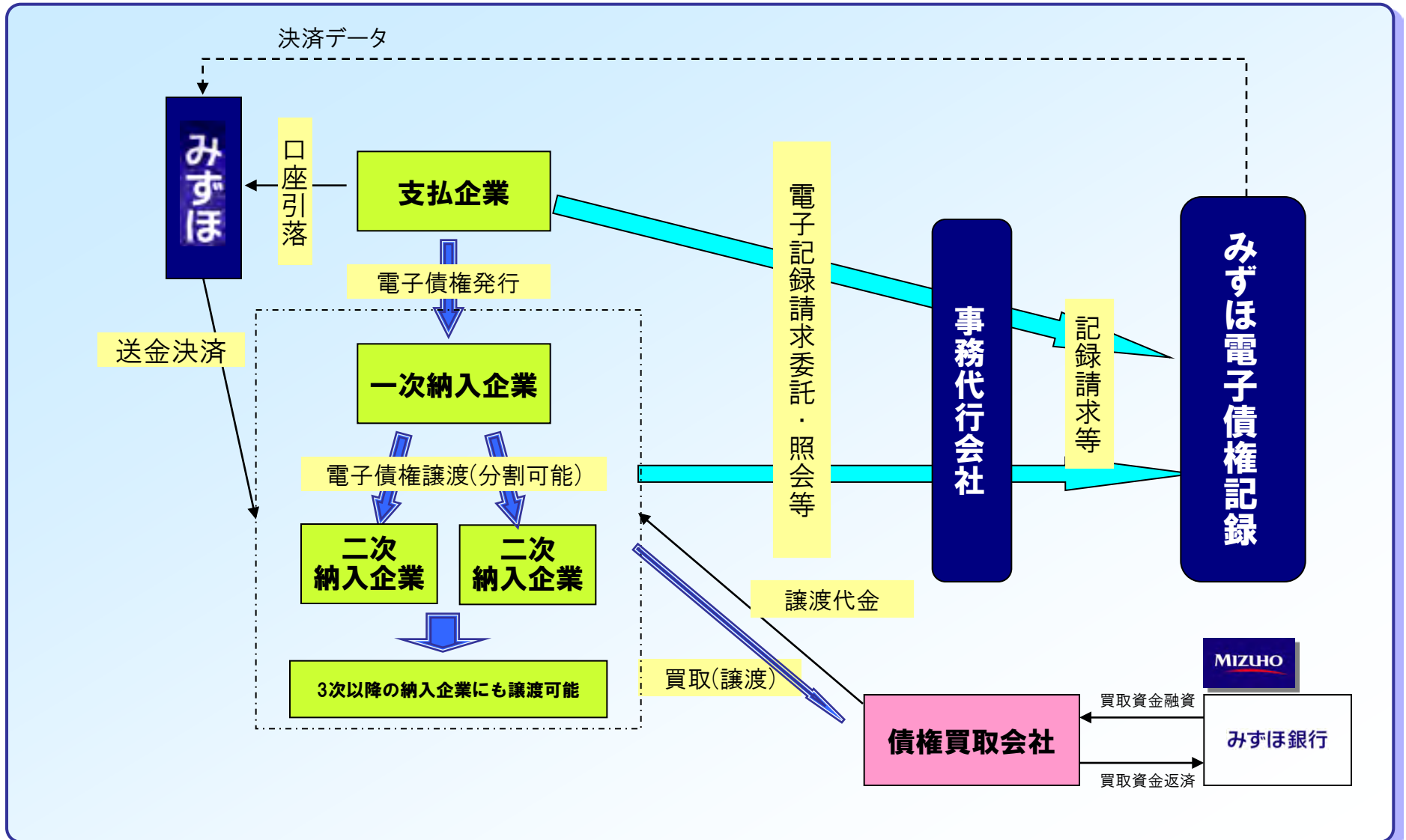
- ❖社名 :みずほ電子債権記録株式会社
- ❖所在地 :東京都港区西新橋1-11-4
- ❖設立年月日 :2010年1月5日
- ❖資本金 :7億5,000万円
- ❖株主構成 :株式会社みずほ銀行(100%)
- ❖業務内容 :電子記録債権法に基づく電子債権記録業
(2010年9月30日主務大臣より指定、2010年10月4日より業務開始)
- ❖URL :<http://www.mizuho-er.co.jp/>

2. 取り扱いサービス概要



※請求代行者は、記録機関への記録請求事務を代行する者。
 ※《電ペイ》《e-Noteless》は、電子記録債権発生と、期日前資金化を図示。
 納入企業は2次納入企業へ、2次は3次へ順次譲渡が可能。

3. みずほ電子決済サービススキーム概要

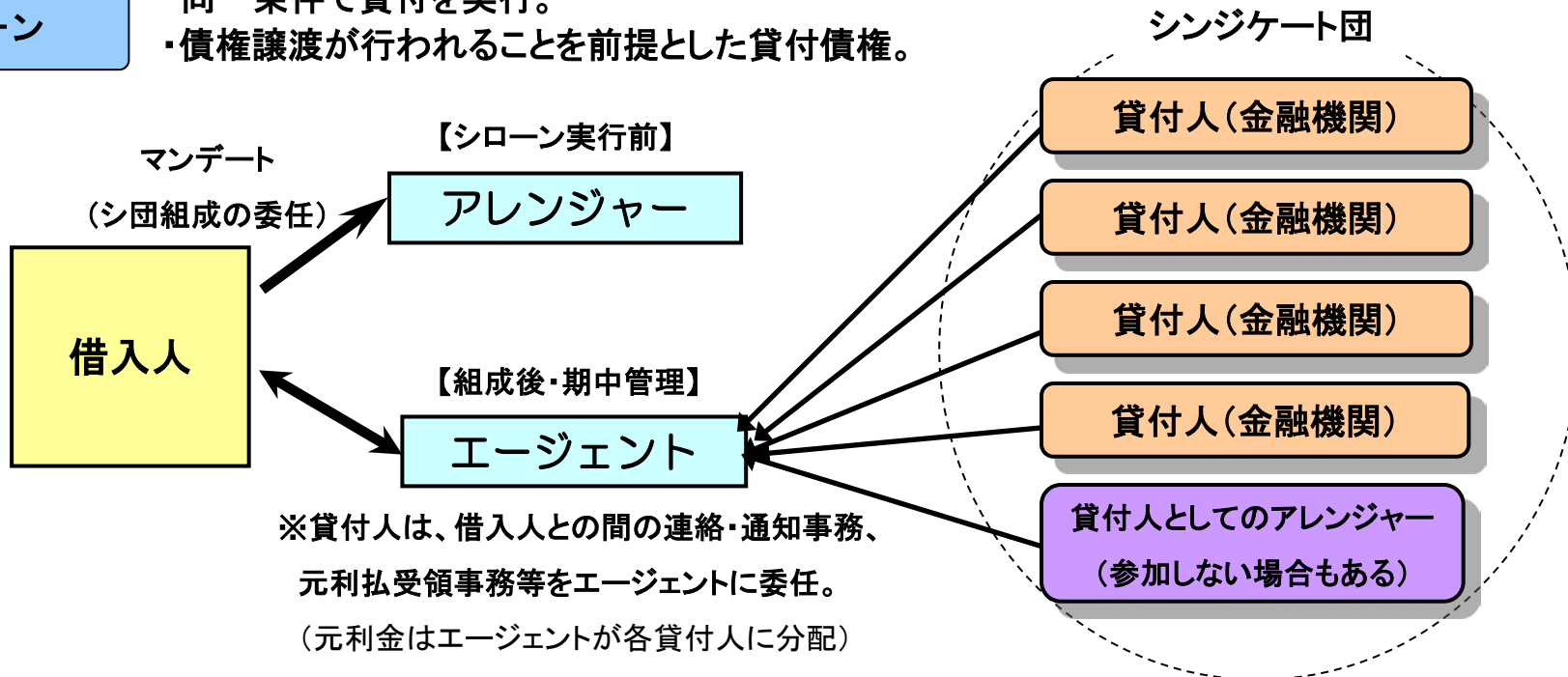


4. ローン電子記録サービスとは

● シンジケートローンに利用可能な電子記録債権のサービス

シンジケート
ローン

- ・同一借入人に対し、複数の貸付人が同一の契約に基づき、同一条件で貸付を実行。
- ・債権譲渡が行われることを前提とした貸付債権。



● 電子記録債権をシンジケートローンに利用するメリット (流通性向上)

可視性 (見える化)

+

譲渡手順の簡便性

+

流通保護の仕組み

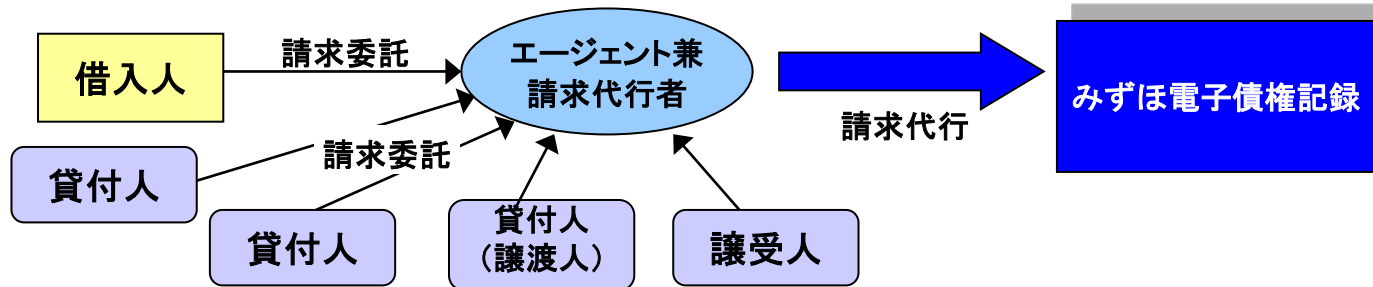
5. 決済サービス、手形代替等で利用される電子記録債権との主な違い

	決済サービス、手形代替等の 電子記録債権	電シロー
① 償還期限	通常、1年以内	制限なし(何年でも可)
② 債権金額	下限、上限設定あり	制限なし
③ 利息等	利息の定めは不可	利息の定め可能(変動利息も可)
④ 分割払い	分割払いの取扱いは不可	複数の支払期日(分割払い)も記録可
⑤ 外貨建て	日本円以外の取扱い不可	日本円以外も記録可能
⑥ 期限の利益喪失	期限の利益喪失についての 定めは記録不可	期限の利益喪失についての 定めを記録可能
⑦ 譲渡制限	一定の譲渡制限のみ記録可	記録可能 (シローン契約の譲渡制限条項を引用)
⑧ 発生記録請求	原則、債務者単独での請求(委任)	借入人と貸付人の双方から請求
⑨ 譲渡記録請求	原則、譲渡人単独での請求(委任) ※原則、保証記録が随伴	譲渡人と譲受人からの記録請求 ※保証記録は随伴しない

※「決済サービス、手形代替等の電子記録債権」は、みずほ電子債権記録(株)の電ペイ又はe-Notelessや、(株)全銀電子債権ネットワークの取扱う電子記録債権を前提として記載したものです。

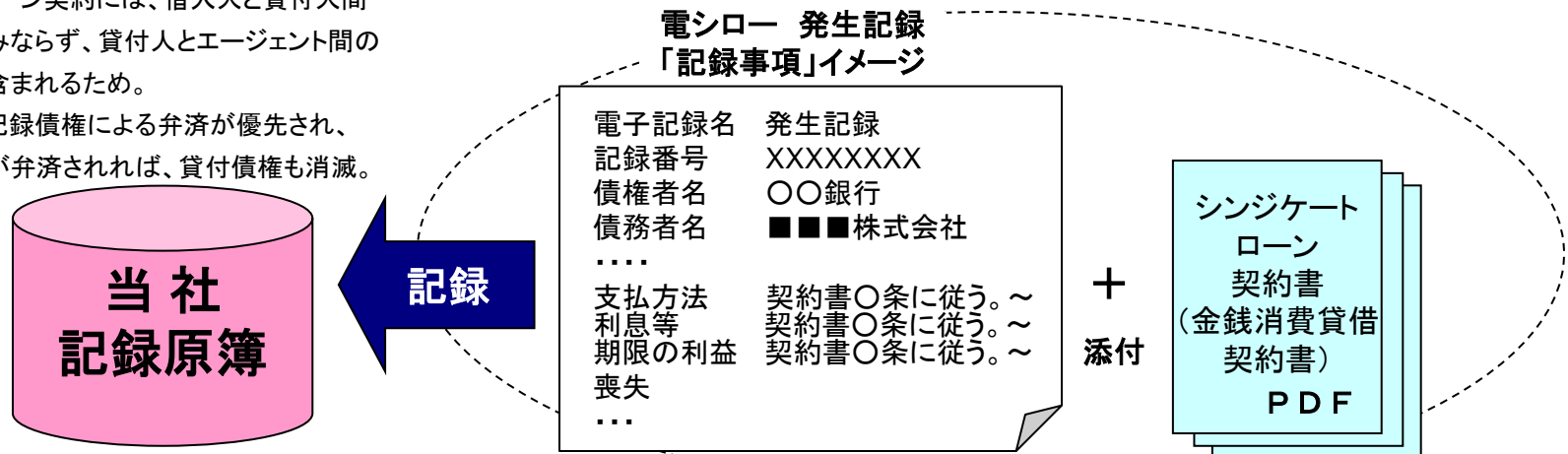
6. 電シローの特徴

- 借入人、貸付人及び譲受人等の利用者は、エージェント経由で各種記録請求、開示請求ができる。
(シンジケートローンのエージェント(みずほ銀行)が電子記録債権の請求代行者も兼務。)



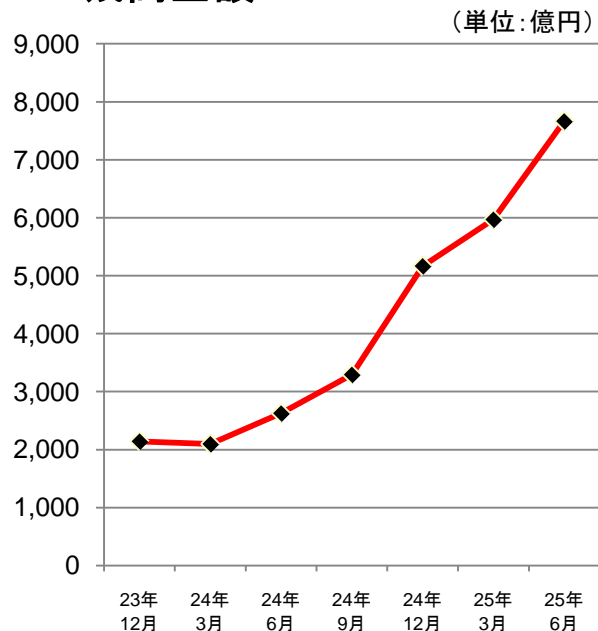
- シンジケートローン契約書(金銭消費貸借契約書)も従来どおり締結し、電子記録債権と貸付債権を併存(※)。
電子記録債権の記録事項は、当該契約書の各条項を引用(契約書をPDF添付)。

※シンジケートローン契約には、借入人と貸付人間の貸付債権のみならず、貸付人とエージェント間の委任契約等が含まれるため。
支払いは電子記録債権による弁済が優先され、電子記録債権が弁済されれば、貸付債権も消滅。

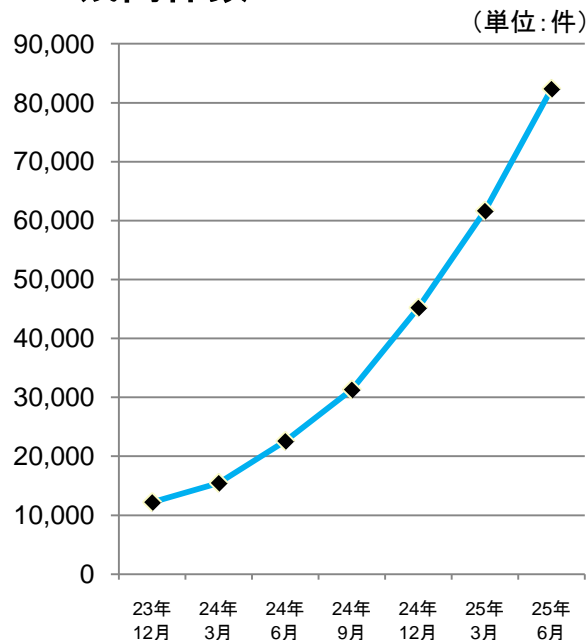


7. みずほの電子記録債権を活用したサービスの実績

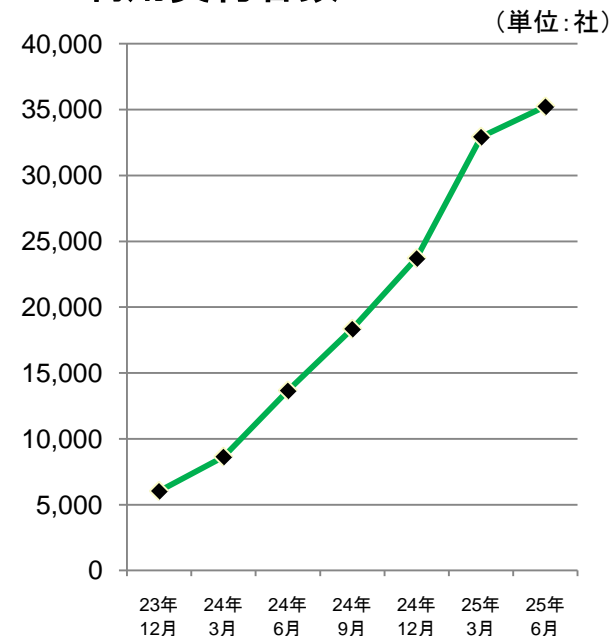
1. 残高金額



2. 残高件数



3. 利用契約者数



4. 支払企業の業種別構成比率(2013/6末現在)

業種	支払企業数	債権残高	(参考)業種別貸出金(※1)	
			貸出件数	貸出金
製造業	59%	63%	52%	58%
小売業	12%	14%	11%	9%
卸売業	19%	12%	12%	20%
サービス業※2	5%	5%	16%	8%
建設業	5%	5%	9%	5%
計	100%	100%	100%	100%

※1日銀統計(2013/3末)国内銀行貸出金(大企業)・該当5業種計を100%とする。

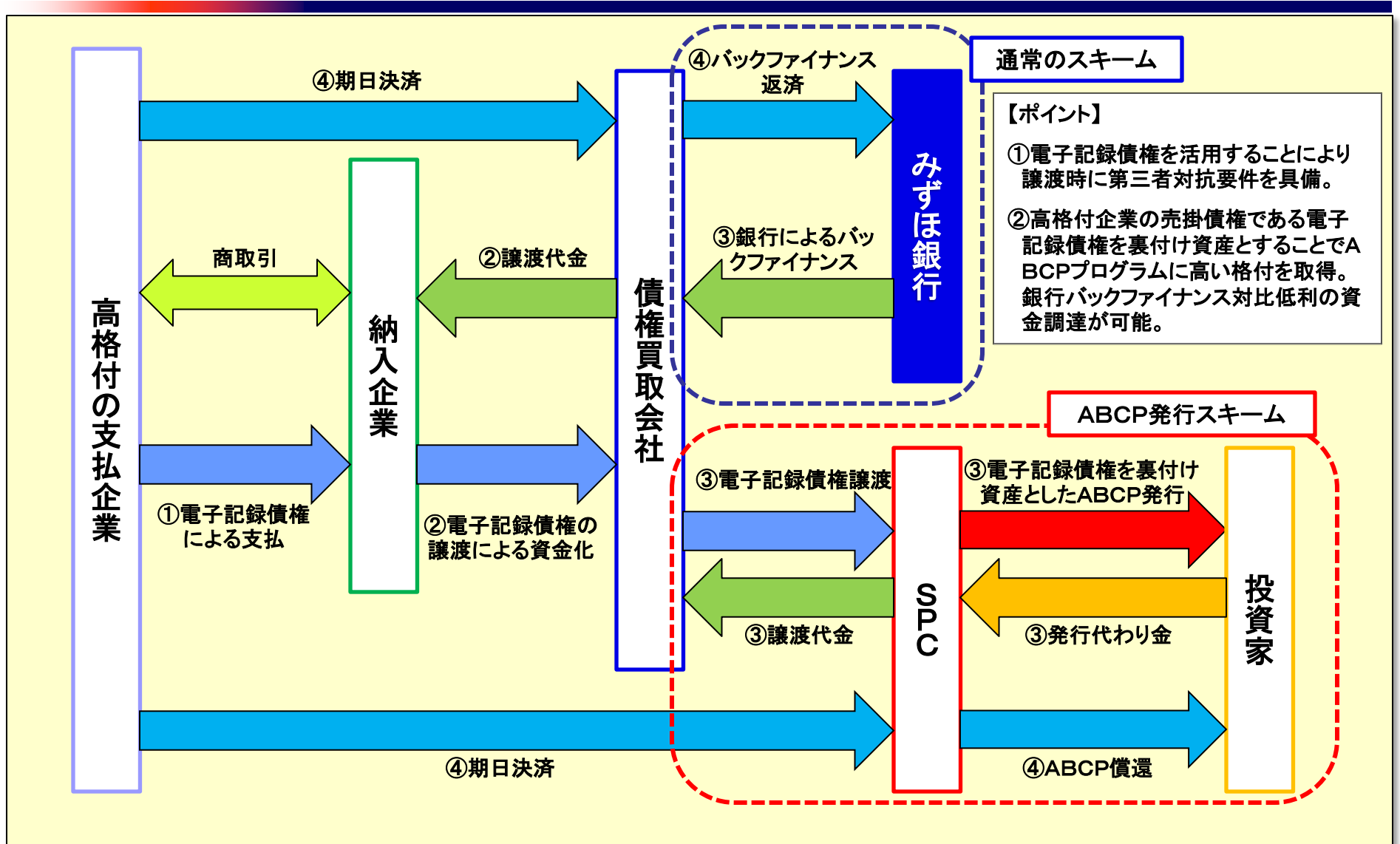
※2サービス業から物品賃貸業を除く

5. 電子記録債権の資金化・譲渡残高比率(電子決済サービス)

	資金化残高		譲渡残高	
	件数	金額	件数	金額
2012/3末	33.9%	28.2%	1.6%	1.3%
2012/9末	36.2%	30.2%	1.8%	1.0%
2013/3末	38.1%	31.1%	2.1%	1.0%
2013/6末	38.0%	28.1%	1.7%	0.9%

(注)基準日時点での各件数・残高比率を記載。

8. ABCPへの活用



《ご参考》 みずほの中国電子手形サービスご紹介①

- ◆ 当行は中国人民銀行から電子手形の取引資格を取得致しました。2012年7月中旬より電子手形サービスのご提供を開始致しました。
- ◆ 2012年現在、中国内での手形決済に占める電子手形の割合は20%ですが、中国人民銀行は2014年までに30%に上げる目標を掲げています。
- ◆ 当行ではインターネットバンク(みずほグローバルCMS)を通じて電子手形サービスをご利用頂けます。

■ 電子手形の特徴

1. 事務の合理化

- インターネットバンキングを通じて振出、割引、取立等の手続きと全体管理が可能になります。
- 金庫等での保管、現物管理手間の省略化が可能です。

2. リスクの削減

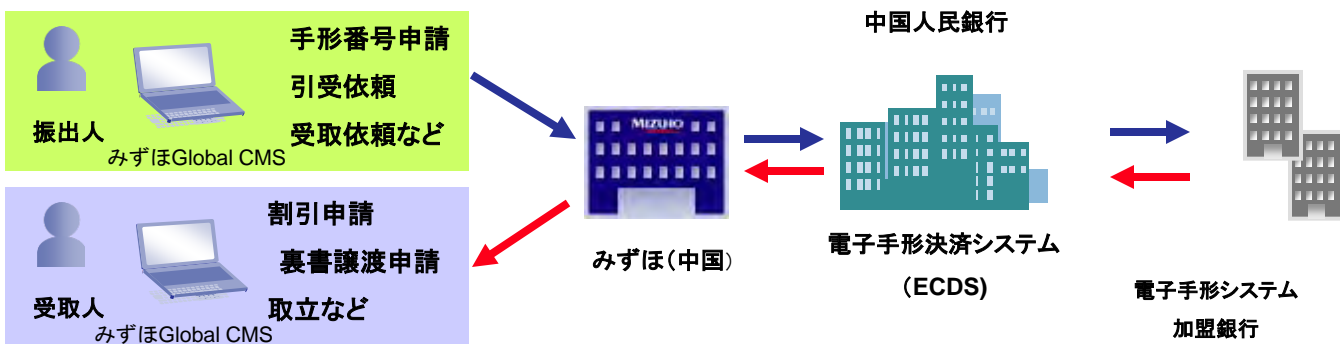
- 電子化により、盗難、紛失、偽造のリスク低減が図れます。
- システムによる決済管理により二重譲渡リスクを回避することが可能です。

3. 利便性の向上

- 遠隔地決済が効率化し、現物授受のために発生していた出張費等の経費削減に繋がります。
- 支払期限は従来の6ヶ月から最長12ヶ月までの設定が可能になります。

《ご参考》 みずほの中国電子手形サービスご紹介②

■ 電子手形の仕組



■ 紙手形と電子手形の比較

項目	紙手形債権	電子手形債権	備考
原契約からの独立性	有	有	原因となる売買契約等が無効となった場合でも債権の有効性が保たれる。
人的抗弁	切断	切断	人的抗弁とは、当事者間のみ主張できる抗弁。
情報の閲覧	現物の確認要	インターネットバンキング	インターネットバンキングを通じ、支払人・受取人・取引銀行の状況がタイムリーに把握可能です。
現物管理負担	負担大	無し	当局は電子手形システムにおけるデータ紛失やウイルス侵入リスク等の危険性は低いとしています。
二重譲渡リスク	有	低	複製が困難なため二重譲渡リスクが低減されます。
債権の分割可否	不可	不可	中国手形法上、手形債権の一部・分割譲渡は出来ず、電子手形もこれに準じます。
認証方式	印鑑、サイン	電子署名	電子署名法第13条1項規定に適合した形でご提供します。
割引	可能	可能	手形の割引が可能。
支払期限	6ヶ月	12ヶ月	電子手形は従来より長い支払期限設定が可能です。
質権設定	可	可	電子手形は質権設定手続きも電子手形システム内で完結します。